

補助金の交付決定を受けられた事業者さま

## 補助事業実施にあたっての注意事項

この度、交付決定を受けられました補助事業につきまして、下記注意事項をご確認いただき事業実施いただきますようお願いいたします。下記注意事項に違反する場合、補助金の減額、補助金交付決定の取り消し、または補助金を返納いただくことがありますので十分ご留意ください。

また、ご不明な点がございましたら、必ず事業着手前にご相談ください。

### ■ 補助金交付決定後に変更が生じる場合

補助対象となる経費は、あくまで交付決定（または変更交付決定）を受けられた事業に限ります。したがって、事業内容に変更がある場合は、事業着手前に必ず変更交付申請を行ってください。事業内容変更の一例は下記のとおりです。

事例	変更交付申請がない場合
導入する機械設備等が違う型番、メーカーのものに変更する。	補助対象外
施設整備等を行う場合、工事内容に変更が生じた。（工事明細に変更が生じる場合。）	交付（変更交付）決定した工事部分のみ補助対象
交付（変更交付）申請時の見積業者と違う業者に発注する。	補助対象外
大幅に事業内容が変更になる。（目的・内容が全く違う事業に変更する場合）	補助対象外

### ■ 補助金交付決定を取り消す場合

下記は補助金交付決定を取り消し（または、補助金交付後は補助金を返納いただく）する場合の一例です。

事例
補助事業年度の期限日までに実績報告書を提出しなかった。
補助金交付決定前に事業に着手した。
申請や報告内容の偽りや、その他不正な手段で補助金の交付を受けた。
補助金の交付を受け導入した設備等を他の目的や用途で使用した。
交付決定に付した条件に違反した。
車両等導入の場合、実績報告後に社名ステッカーを剥がして使用している。
補助金により導入した設備等を、他の者に貸し付け、譲り渡し、交換、または転売する。

（お問合せ）丹波市役所産業経済部商工振興課

TEL：0795-74-1464（ダイヤルイン）